

一般社団法人日本脳神経外科学会
学会発表における著作権に関する指針

令和4年9月7日理事会承認

学会の開催方法が現地開催のみならずオンライン配信による Web 開催も行われていることを踏まえ、日本脳神経外科学会では、学会発表における著作権に関する指針（以下「本指針」という）を定めることといたしました。

学会発表におけるスライド等の資料の著作権は発表者に帰属しますので、日本脳神経外科学会が主催・支援する学術総会、支部会、講習会、分科会、その他の研究集会等で発表する際は、本指針および「学会発表における著作権に関する Q&A」を参考としつつ、著作権に関して発表者自身で十分な検討を行ってください。

1. オンライン配信による学会発表においては、他人が著作権を有する著作物は使用しないこと。オンライン配信による学会発表は、「公衆送信」に該当すると考えられ、著作物を公衆向けに「送信」することができる権利である「公衆送信権」は、著作者のみが有しています（著作権法（以下「法」という）第 23 条）。そのため、発表内容に他人が著作権を有する著作物が含まれる場合には、配信について著作者の許諾を得る必要があります。

2. 現地開催での学会発表においても、著作権者の了解を得ずに利用が可能な「引用」（法第 32 条）や「非営利・無料」で無報酬の場合の著作物の上映（法第 38 条第 1 項）などの場合を除いて、他人が著作権を有する著作物は使用しないこと。
使用する場合には、著作者の許諾が必要です。

3. 引用に際しては、以下の要件を満たすこと。

- 1) すでに公表されている著作物であること
- 2) 「公正な慣行」に合致すること（例えば、引用を行う「必然性」があることや、言語の著作物についてはカギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること）
- 3) 報道、批評、研究などの引用目的上「正当な範囲内」であること（例えば、引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であることや、引用される分量が必要最小限度の範囲内であること、本文が引用分より高い存在価値を持つこと）
- 4) 「出所の明示」が必要（複製以外はその慣行があるとき）

4. 単行本から引用する場合は特に注意すること。

論文とは異なり、単行本に掲載されている図やイラストは、出版社が作成し出版社が著作権を保有しているケースが多々あります。そのため、引用する際は文章の著者だけでなく、出版社にも事前に問い合わせる必要のある許諾を得ておく必要があります。また、本の表紙を掲載する場合も同様に出版社へ問い合わせ、指定された条件のもとに使用してください。

5. 「非営利・無料」で無報酬の場合の著作物の上映については、以下の要件を満たすこと。

- 1) すでに公表されている著作物であること
- 2) 営利を目的としていないこと
- 3) 聴衆・観衆から料金等を受けないこと
- 4) 出演者等に報酬が支払われないこと
- 5) 慣行があるときは「出所の明示」が必要